明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書（一〇）　三

〔告　示〕
○令和四年総務省告示第百七十七号の一部を訂正する件（総務二七二）　四
○令和四年総務省告示第二百六十五号の一部を訂正する件（同二七三）　四
○令和四年総務省告示第三百二十八号の一部を訂正する件（同二七四）　五
○令和四年総務省告示第四百八号の一部を訂正する件（同二七五）　六
○令和四年総務省告示第四百十三号の一部を訂正する件（同二七六）　六
○令和五年総務省告示第九十八号の一部を訂正する件（同二七七）　七
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二七八）　七
○令和五年総務省告示第九十九号の一部を訂正する件（同二七九）　七
○令和五年総務省告示第百六十三号の一部を訂正する件（同二八〇）　七
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二八一）　七
○協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の日本国による受諾に関する件（外務三三三）　八
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（農林水産九二〇）　八

〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　八
特殊法人等　令和四年度共済組合の決算（農林水産省・林野庁）、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　八
地方公共団体　行旅死亡人、押収物還付関係　八
会社その他　八
会社決算公告　八

本号で公布された法令のあらまし

◇協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書（条約第一〇号）（外務省）

この議定書は、締約国間においてサイバー犯罪に関する協力及びあらゆる犯罪に関する電子的形態の証拠の収集を更に強化することを目的として、締約国の権限のある当局の間の協力、他の締約国の領域内に所在する団体等との直接の協力等に関する追加の手段について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　目的

この議定書がサイバー犯罪に関する条約の規定等を補足することを目的とすることを規定している。（第一条関係）

2　適用範囲

この議定書に定める措置が適用される事項及び各締約国がこの議定書に定める義務を履行するために必要な立法その他の措置をとることを規定している。（第二条関係）

3　定義

サイバー犯罪に関する条約の一部の規定に定める定義はこの議定書について適用することを規定しつつ、追加の定義として「中央当局」、「権限のある当局」、「緊急事態」、「個人情報」及び「移転締約国」を規定している。（第三条関係）

4　言語

締約国に提出される要請及び命令等は、要請等を受ける締約国が受け入れることができる言語によるものとし、又はそのような言語による翻訳文を添付すること等を規定している。（第四条関係）

5　第二章（協力の強化のための措置）の規定について適用される一般原則

締約国は第二章の規定に従い、できる限り広範に協力すること、同章の規定と相互援助条約等との適用関係、同章の規定は他の適用可能な協定等を通じた締約国間の協力及び締約国とサービス・プロバイダその他の団体との間の協力を制限するものではないこと等を規定している。（第五条関係）

6　ドメイン名の登録情報の要請

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、特定の捜査又は刑事訴訟を目的として、他の締約国の領域内に所在するドメイン名の登録サービスを提供する団体が保有し、又は管理しているドメイン名の登録者を特定等するための情報を提出するよう当該団体に要請を発する権限を与え、また、自国の領域内に所在する団体が、国内法令に定める合理的な条件に従い、他の締約国からの要請に応じて情報を開示することを認めるため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。（第六条関係）

7　加入者情報の開示

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合には、他の締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している加入者情報を開示するよう当該サービス・プロバイダに直接命令を発する権限を与えるため、また、自国の領域内に所在するサービス・プロバイダが、他の締約国からの命令に応じて加入者情報を開示することができるようにするため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。（第七条関係）

8　加入者情報及び通信記録の迅速な提出のための他の締約国からの命令の執行

各締約国は、自国の権限のある当局に対し、特定の捜査又は刑事訴訟のために必要な場合には、他の締約国への要請の一部として、要請を受ける締約国の領域内に所在するサービス・プロバイダが保有し、又は管理している加入者情報又は通信記録を提出することを当該サービス・プロバイダに強制するための命令を発する権限を与えるため、また、要請を行う締約国が提出した命令を執行するため、それぞれ必要な立法その他の措置をとること等を規定している。（第八条関係）